

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 180,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 622,734 千円

(単位:千円)

事業名	令和5年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
障害者福祉費	505,195	366,693		15,000	123,502	36,000
老人福祉費	337,065	32,965		8,204	295,896	85,000
児童措置費	236,279	139,778		21,455	75,046	22,000
母子福祉費	48,912	18,881			30,031	9,000
予防費	71,905	5,790			66,181	19,000
健康増進費	33,309	1,231			32,078	9,000
合計	1,232,665	565,338	0	44,659	622,734	180,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。